

## 一枚起請文の手印に就て

石橋 誠道

一

宗祖大師御一代の御法談は、著書やら法語やら、隨分澤山あるが、其中最も大切なものは、選擇集と一枚起請文である。選擇集は一宗の大要を網羅し、宗祖の精神が悉く此の中に籠つて居る。而して此と殆んど同じ價値を有して居るものは、即ち一枚起請文である。されば宗祖も淨土宗の安心起行の一紙に至極せり、源空が所存この外に全く別義を存せすと仰せられてある。譬へて見ると、選擇集は扇子を廣げた様なもので、一枚起請文は扇子を疊んだ様なものである。念佛は即ち要の様なものであると言ふてよからふと思ふ。であるからこの一枚起請文が我宗に取つて最も大切なものであるといふことは、今更喋々する必用はないが、其の大切な一枚起請文に宗祖が自ら兩手印を捺印下さつたといふことは、非常に深い意義があるであらふと思ふ。而して此の手印が後に我宗に取つては重要な問題となつて來たのであるから、余は此に就て少し考へて見たいと思ふ。さて此の起請文は、宗祖の滅後、我宗の教義に對して、異義を

唱ふる者あるを恐れ、豫め之を妨がんとするが主眼であるから、最も確實の形式が具へられてある。即ち年月日を書き、名を示し、御判即ち華押を認め、両手印が押してある。偽造を妨ぐ方法としては最も完全のものと言はねばならぬ。それ故余は手印の事を考へて見たいと思ふが、先づその前に、少しく花押の事に就て述べて見たい。此の花押を用いたのは、勿論我國の特有で、他國には其例のないことである。花押の起原は、藤原佐理、藤原行成、小野道風等の頃からであると傳へられて居る。又或説には、弘法大師の花押もあるといふことであるから、弘法大師の頃から始まつたものであるかも知れぬ。が兎も角花押は、自己の署名の變化したものであることは明かである。我國では、昔は後の世の證とする爲に、公私の文書の終に、自分の名乗を書くのは當然であるが、此が次第に變化して、三蹟の頃から、此の名乗が、一種の花押體で顯はさるゝ様になつて來て、公家の人々は、大に之を使用したものである。所が鎌倉時代になつて來ると、之が盛んに流行して、公家は勿論、武將連も公家と同じく、切りに華押を使用する様になつて來た。昔の古文書の中で、頼朝、尊氏等の文書の末に、華押が用ゐてあることは、往々吾々が見る所である。所が後には、華押が自然に二様になり、一は公家風、二は武家風となつて來て、此の風習は徳川時代の終まで繼續したものである。宗祖の一枚起請文の

終に源空と書いて、華押をお認め下さつたのも、自筆を證明する爲に、當時の一般の風習を採用なさつたのであらふ。それから進んで手印の事を考へて見ると、我國では、昔は公私の文書の終に、自ら署名して其の自意に背かぬこと、或は自筆なることを證明したのであるが、後の世になるに従つて、人が疑ひ深くなり、名乗の下へ華押を書かせ、又其上に名乗と華押との傍に印を捺させたものである。然しながら、なほそれでも不足であるといふので、誓詞、起請文など重要な書類には、名乗と華押と印との上に、更に血を出して、指につけて血判を押したものである。是れが即ち手印の起りではないかしらぬと思はるゝ。

## 二

宗祖が起請文に、手印を押捺し下さつた事に就て、此は宗祖の獨創であるか、或は古來の風習に準じ給ふたのであるかといふことは疑問である。若しも宗祖が古來の風習に依られたとすれば、宗祖已前にも宗祖已後にも、斯る手印の行はれた事實が續々擧つて來ねばならぬ。然るに余の寡聞なる餘りに盛んに行はれた事を聞かぬのである。然しながら全く此の風習がなかつたとも言はれない。其譯は既に前にも述べた如く、華押の外に血判を押した例もあり、又或説には日本の隨分古い時代から、手形或は

押手といふ風習があつて、手の全掌を墨若くは朱で押捺し、後の世の確かな證明とする習慣があつた、而して今尙ほ存在する神護寺縁起には、後白河法皇が捺印なさつた手判(隻手)が明かに見へてあるといふことである。して見ると宗祖時代にも、斯る風習が行はれて、其れに依て宗祖も捺印下さつたのかも知れぬ。兎にも角にも宗祖がかの小さい一枚の紙に両手を捺印下さつたといふことは、最も丁寧な仕方である。或人は此の両手印は安心起行を表したものであると言はれてあるが、或はそうであるかも知れぬ。證の爲に両手印を以てす、浄土宗の安心起行、この一紙に至極せりといふ文から見ると、宗祖のお心の内には安心起行を表するお心があつたかも知れぬ。けれども宗祖大師の眞の目的は滅後の邪義を妨がん爲であるから、隻手のみならず両手を印して、彌よ確實なることを證明下さつたのであらう。而して又その印肉は墨であつたか朱であつたか、其れは明白でないが、恐らくは墨であつたであらふ。法洲上人の一枚起請講説下卷には此の所を、大師の御壽算と云へば、滿八十の御老年、其上御病中と云ひ、餘寒も烈しき正月下旬、殊に御臨末三日已前に、両の御手を、硯にさし入れさせ給ひし御心の切なるを、思ひやり奉るべし、と記されてある。然し此は何の書に依られたのであるか不明であるが、恐くは上人の想像であらふと思ふ。此の如く宗祖が懇ろに華

押も手印も捺印下さつたのは何故であらふ。勿論當時の起請文の形式にも依り給ふたではあらふが、これには深い意味があつたであらふ。言ふまでもなく三經の中の肝要は第十八願で、又その中の肝要は念佛である。又善導の御釋の中で肝要な文は一心專念の文で、此の中最も肝要なものは矢張念佛である。此の如く經に就ても釋に就ても最も肝要である念佛の要義、善導大師の御指南を、僅かに一紙の内に收めて、遺憾なく言ひ盡された巧妙さは、實に驚嘆の外はない。淨土一宗は實に此の一紙に依て成立するといふても差支ない。斯る大切な法語も若し確かな印證がなければ、後世或は一枚の反古となつてしまふかも知れぬ。若しも反古になつたならば、それこそ實に大變であるといふ懸念は、宗祖の胸の中に湧然として起つて來たに違いない。宗祖の御在世ですら、南都北嶺の非難を醸す様なことを言ひ出した弟子もあり、特に一念義といふ様な、全く意外の説が起つて來て、小からず宗祖の胸中を惱したから、若しも入滅した後に、ごんな邪説が起つて來て、大なる勢力を得るかも知れぬといふ、強い心配が御心の内に起つたに違いない。それ故に華押手印を丁寧に押して、後日の證となされたのであらふ。又此の起請文といふは、上は十方三世の諸佛、釋迦彌陀二尊を請招して、今言ふ所、一言一句も我本心に違ふ所あらば、直に懲罰し給へといふ、堅き決心を誓

言し、下は末代の衆生に對して此義全く余が本心に寸毫も違はずといふ旨を證明する爲であるから、實に宗祖が心血を注がれた御文と申さねばならぬ。されば文の中に此外に奥ふかき事を存せば、二尊のあはれみにはづれ本願にもれ候へしとまで誓はれてある。然れば後人が最も信を置くべき方法形式を用ひられたのは、誠に當然のことである。

### 三

今一つ印といふことに就て考へて見なければならぬことは印の意義である。古來印といふことに凡そ四義がある。先づ第一に印は標幟の義で、此は佛像の印契及眞言の印相等である。彼の觀音菩薩が蓮華を持ち給ふは、衆生を利益するに染着のなき義を顯はし、密教の人々が指にて種々の印相を結ぶは其の意志を表示するのであつて、此等は皆な標幟の義である。第二に印は許可の義で、即ち印は印許の義、可は許可の義であつて、佛の教法にも可ひ、眞理にも可ひ、自分の意志にも可ふ所から、其れに許可を與へるのである。又決定の義である。其れで宜しい、少しも誤はないと決定を與へるのである。彼の禪宗の師家等が、參禪の徒に對して印可を與へるのは皆な此の類である。第三は印は印信或は信印の義で、此は師資相承す時に、或は衣鉢を傳へ、或は經典等を

與へて、其の相傳の印證とするので、此は宗祖が叡空上人から、南岳大師の九條の袈裟、妙樂大師の十二門戒儀を相承なさつた等の類である。第四に印は印證の義で、此は自分の言ふた事、若くは書いた事などが、決して相違ないといふ證明の爲に捺印するので、此は今日行はるゝ、普通一般の印證である。印には此等の四義があるが、彼の起請文の手印には、自ら後の三義が含まれて居ると思ふ。即ち宗祖は淨土宗の安心起行は此の一紙に至極せりと印可決定して、決して疑を起さぬ様に證明して置いて下さつたのである。而して此の一枚の起請文が、即ち後の世の信仰となり、宗祖大師からの相承に違いないといふ印信である。

## 四

さて此の一枚起請文は、宗祖大師御臨末の時、勢觀房の御願に依て、御認め下さつた事は言ふまでもないが、果して其時直ちに斯る立派な御法語をお作りなさつたか、將たまた前に作りなさつたものを此時お認め下さつたかは疑問であるが、恐くは前に作つてあつた法語をやゝ訂正して、この時お認め下さつたのであらふと思ふ。その故は、勢觀房が御臨末の時に授かつた前に、既に鎮西上人は、これと殆んど同じ法語を、宗祖から相承して居られたからである。鎮西上人相承の御法語は、和語燈錄五卷諸人傳

説の詞を集めた中に鎮西物語集にあつた法語が載せられてある。其の法語を調べて見ると、殆んど一枚起請文と同じであるが、起請文は彼の法語をや、訂正して、起請文風に改めたのである様だ。即ち己に前に鎮西上人に此の御法語を相承になつて居たが、御臨末の時に勢觀房が、年來御教誡にあづかつたけれども、なほ肝要の御所存を、御自筆にて一筆お示し下さいと懇請された願ひに報ひて、昔し鎮西上人に與へられた法語に更に誓言を加へ起請文として勢觀房に與へられたのである。今参考の爲に鎮西上人に與へられた法語を記して見よふ。

上人のの給はく、念佛往生と申す事は、もろこしわが朝の、もろこしの智者たちの沙汰し申さるゝ觀念の念佛にもあらず。又學問をして念佛の心をさとりとほして申す念佛にもあらず。たゞ極樂に往生せんがために南無阿彌陀佛と申て、疑ひなく往生するぞと思ひとりて、申すほかに別の事なし。但し三心四修など申す事の候は、みな南無阿彌陀佛にて決定して往生するぞと思ふうちにおさまれり。たゞ南無阿彌陀佛と申せば、決定して往生する事なりと信じとるべきなり。念佛を信せん人は、たとひ一代の御のりをよくし、學しきはめたる人なりとも、文字一もしらぬ愚痴鈍根の不覺の身になして、厄入道の無智の輩にわが身をおなじくにして、智者のふ



るまひせずして、たゞ一向に南無阿彌陀佛と申てぞかなはんす。

此の文を見れば、一枚起請文との關係が直ちに了解さるゝであらふ。而して此の御法語はいつ頃鎮西上人が、宗祖から相承されたかといふことは不明であるが、鎮西上人が宗祖に御隨學の頃か、若くは其後書面にて相承なされたのであらふが、少くとも御臨末の一枚起請文を御認の時よりも餘程已前であつたことは自ら想像さるゝ所である。又貞極上人は、法の道芝の附録に、鎮西上人は、勢觀房が授かつた一枚起請を聞き傳へて寫されたのであらふといふて居らるゝが、此は勿論誤りで、一枚起請文の中では、誓詞が最も肝要であるのに、鎮西の法語には此の誓詞がない。若し鎮西が起請文を寫されたならば、どうして此の肝要な誓詞を略し給ふ筈があらふか、されば勿論鎮西は、勢觀房已前に既に相承なされた事は明かである。

## 五

更に復た考へて見ると、此の起請文を鎮西著作の授手印とは、形式が非常に能く類似して居る。年號を書き、名を認め、垂押を加へ、手印を押し、更に其の題號まで授手印と書いて、手印に就て益々深い意味を含ませてある様だ。勢觀房が拜領なされた一枚起請文を鎮西が御覽になつたか、どうかは疑問である。九卷傳に依ると、勢觀房は此の起請文

を受けて後敢て披露せず、一期の間頸にかけて祕藏して居られたが、年來師檀の關係淺からざる川合の法眼に語られた所が、法眼が非常に懇望された故に授けられてから、世間に披露して上人の一枚消息といふたと記されてある。而して鎮西は元久元年四十三歳の時東山を辭して本國に歸られたが、其後上洛されたことがあるか無いかは、史傳に全く記されていない。若し上洛されぬとすれば入寂まで凡そ三十四年の間上洛されたことがない事になる。また勢觀房も鎮西も俱に嘉禎四年に入寂されて居るから、宗祖の滅後二十七年の間御在世であつた。此の間に於て鎮西が勢觀拜受の起請文を御覽になつたかどうかは不明であるが、特に勢觀と鎮西とは御親懇の間柄でもあり、また書面の往復が數々あつたらしい記事は勅傳の中にも記されてあるから、少くとも此の起請文の御話くらゐは鎮西も聞いて居られたに違ひない。然れば授手印の形式は全く起請文の形式に準じて作られたのではあるまいか、而して今こゝに授手印述作の由來を少し述ぶる必要があると思ふ。此書の起りは鎮西上人の弟子に修阿といふものがあつたが、至誠心の體に就て同く鎮西の門人敬蓮社と議論を始めた。所が修阿の弟子に滿願社といふものがあつて、始め敬蓮社と議論をして居たが、後には敬蓮社の説に服して其師修阿と議論する様になつた。然しながら滿願社は其の

眞僞を糾さんが爲に鎮西上人の所に往て判決を求めた。上人は滿願社の説に贊成し其義の眞實なることを證明された。そこで滿願社は肥後に歸つて其義を披露した故に諸人多く修阿の義を捨て、滿願社の説に服従した。所が修阿は大に面目を失ふた故に善導寺に來り鎮西上人に向つて大に恨みの言を述べた。鎮西は之を聞て然らば滿願社は逆罪の者であると言つて門徒を放たれた。そこで滿願社は覺明房に就て學び、後に肥後に至て鎮西上人の義を破した。其時鎮西は肥州白川邊に於て、二十有餘の徒衆を結して、四十八日の別時を勤めて居られたが、後世種々の異議の顯はれ出んことを恐れて、茲に授手印を製作なされたのである。して見るとこの授手印の製作は、彼の起請文の滅後の邪義を妨がが爲に、所存を記し畢んぬといふ點と最も能く類似して居る。而して復た宗祖が滅後の證として勢觀房に與へられた如く、鎮西も寂後の形見として記主に授けられたのである。故に授手印の終には、時に安貞二年十一月二十八日申時、自筆を以て書す、無からん時の形見にもと書いてある。而して復た授手印に記する手印の順序は、書物に依て兩様である。淨土宗全書十卷に藏むる授手印には、左手印を先に右手印を後にしてあるが、若し淨土傳燈輯要上卷にある授手印即ち善導寺本に依れば、右手印が先きで左手印が後になつて居る。一枚起請の手印の順序はま

た善導寺本と順序が一致である。又起請文に證の爲に両手印を以てすといふてあるが、授手印も亦此と同しである。かの授手印の序文に、上人往生の後は其義を水火に諍ひ、其論を蘭菊に致す、還て念佛の行を失し空く淨土の業を廢す、悲い哉、悲い哉、何がせん、何がせん、爰に貧道齡既に七旬に及び餘命又幾ならず、惱ます愁へすして空く止む可らず、之に依て肥州白川の邊り往生院の内に於て、二十有餘の衆徒を結び、四十八の日夜を限て、別時の淨業を修し、如法の念佛を勤む、此の間に於て徒に稱名の行を失んことを惱み、空く正行の勤を廢せんことを悲み、且つは然師報恩の爲、且は念佛興隆の爲、弟子が昔の聞に任せ、沙門が相傳に依て、之を録して留めて向後に贈る。仍て末代の疑を決せんが爲、未來の證に備んが爲に、手印を以て證となして筆記する所左の如しといふてある。又記主が鎮西から直接聞かれた其の話が、決答授手印疑問鈔上に記されてあるが、こゝにも授手印の事を述べて、手印を以て證となすと言はれてある。此の如く起請文と授手印と其形式の非常に能く類似して居る點は、大に注意せねばならぬ。後に此の手印は、五重相傳の時になると、種々の口傳祕訣があり、又種々の問題が含まれて居るが、其はまた後日に述ぶる事として、今は唯だ一枚起請と授手印との間に、如何に多くの類似點を見出すか、又此の手印が如何に重せられてあるか、此が後に

我宗に於て如何に重要な問題となつたかに注意し、而して鎮西は、一枚起請の形式に依て、一宗の要義を記主に相傳されたのであらふと云ふことを考へて見たいと思ふたのである。

## 阿含物語

梅村舜道

一

是の如きを我れ聞きき。一時釋迦牟尼佛王舍城に在しぬ。時に尊者あり淨天。曰ひき。鞞提訶國に在りて人間を遊行して彌締羅城菴羅園中に至りぬ。時に尊者淨天。晨朝に衣を著け鉢を持し彌締羅城に入りて乞食し、次第に乞食して自らの本家に到りぬ。時に淨天の母年老いて中堂に在り、食を持ちて火を祀り、梵天に生せんことを求め、尊者淨天の門外に在りて立つことを覺えず。時に毘沙門天王。尊者淨天の所に於て極めて敬信を生ず。時に毘沙門天王諸の夜叉を導き従へ、虚空に乗じて行き、尊者淨天の門外に在りて立ち、又其母の手に飲食を撃げ、中堂の上に在りて、供養して火を祀り、其子の門外に在りて立つを見ざることを知り、見已りて空中より下り、淨天の母の前に至